

**令和 8 年度新潟県求職者マッチング支援事業
求人セット型訓練業務委託仕様書**

本仕様書は、令和 8 年度新潟県求職者マッチング支援事業のうち求人セット型訓練業務（以下、「本業務」という。）の業務委託について、受託者に対する委託業務内容を示すものである。

なお、本業務は、国の「委託訓練実施要領」に基づき実施するものであるため、業務委託契約書及び仕様書に定めるもののほか、別添 1 「委託訓練実施要領」の各規定に基づき実施すること。

1 事業の概要

(1) 目的

新潟県求職者マッチング支援事業は、本県の人手不足分野（製造、建設、福祉、情報通信業等）の仕事の魅力を発信し、人手不足分野へ就職を希望する求職者（以下、「求職者」という。）と人手不足分野の求人中の企業（以下、「求人企業」という。）のマッチングイベントを開催するとともに、キャリアコンサルティング、企業見学等を実施し、直接就職、または様々なリスクリングへ誘導することにより、求職者と求人企業のニーズに合わせた雇用機会の提供、キャリア形成の支援を行い、地域における良質な雇用の実現を図ることを目的とする。

(2) 本業務の概要

本業務は、上記(1)の目的を達成するため、様々なリスクリングのうち、「求人セット型訓練」による職業訓練を実施するものをいう。

(3) 本業務の実施地域

上、中、下越地域において実施すること。

- ① 上越地域 : 上越市及びその周辺地域（柏崎市を含む）
- ② 中越地域 : 長岡市及びその周辺地域
- ③ 下越地域 : 新潟市及びその周辺地域

(4) 本業務の対象者

ア 求職者

人手不足分野の求人企業へ就職を希望する者で、かつ、以下の要件を満たす者。

- ① 公共職業安定所に求職申込みを行っている者。
- ② 公共職業安定所長より受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者。
- ③ 特定の求人企業に、委託訓練を通じた一定の能力習得を前提に、雇用されることを希望する求職者。

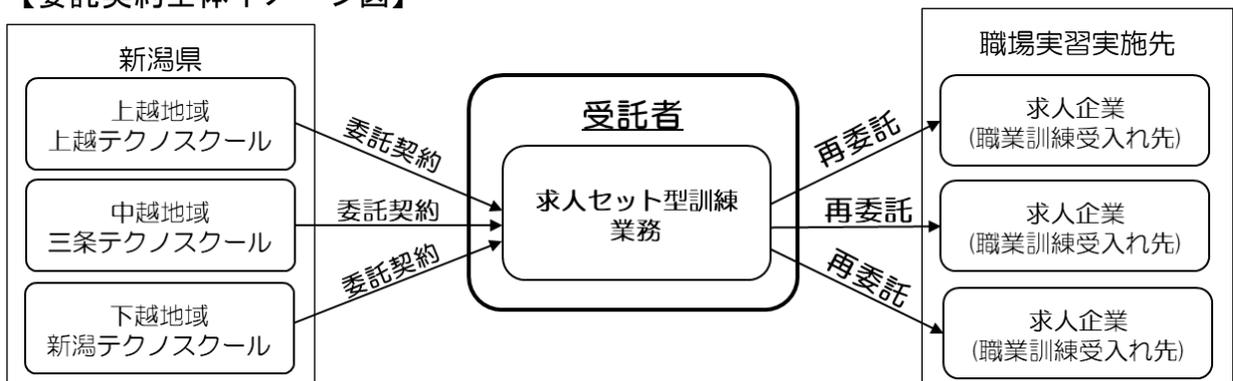
イ 求人企業

公共職業安定所に求人申込みを行っている人手不足分野の求人企業。

(5) 委託契約

- ① 求人セット型訓練業務は、実施する地域を所管する以下の新潟県立テクノスクールと業務委託契約をする。
 - ・ 上越地域 : 上越テクノスクール
 - ・ 中越地域 : 三条テクノスクール
 - ・ 下越地域 : 新潟テクノスクール
- ② 求人セット型訓練の実施にあたり、求人企業（職業訓練受入れ先）で行う職業訓練（職場実習のみ）は、あらかじめ新潟県の承認を受け、再委託すること。

【委託契約全体イメージ図】



2 本業務の業務成果目標

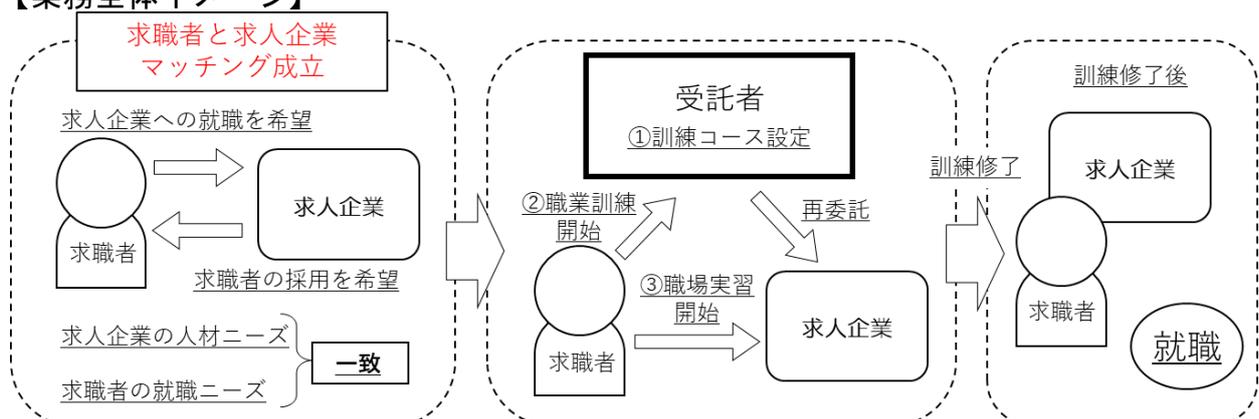
受講者数 20 人を目標とする。なお、各実施地域の目標数は以下のとおりとする。

- ・ 上越地域 6 人
- ・ 中越地域 7 人
- ・ 下越地域 7 人

3 本業務の実施内容

求人セット型訓練は、求人企業のニーズに即した職業訓練を実施するものをいい、本業務は、新潟県求職者マッチング支援業務により、求職者と求人企業のマッチングが成立後、求人企業の事業資源を有効活用し、実習（職場実習）による訓練を実施することで、求職者へ実践的な能力習得を図り、求人企業の人材ニーズに即したキャリア形成を図る。

【業務全体イメージ】



(1) 訓練コースの設定

ア 訓練設定時間及び訓練期間

- ① 総訓練設定時間については300時間（1月当たり100時間）を標準とし、訓練期間は3箇月を標準とする。
ただし、訓練コースの期間は、求人企業の採用予定時期、習得が必要な技能の内容等に応じ設定するものとする。
- ② 年度を超える訓練期間の設定はできないこと。

イ カリキュラムの設定

以下のカリキュラムを含めること。

- ① 受託者
 - ・ オリエンテーション
入校式、修了式、受講に係る説明、ビジネスマナー等。
 - ・ デジタルリテラシーのカリキュラム
デジタルリテラシーのカリキュラム設定にあたっては、別添2「デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート」を基にカリキュラムを設定すること。なお、カリキュラムの設定にあたっては、チェックシートの項目のうち2つ以上が該当するよう設定すること。
- ② 職場実習受入れ先（求人企業）
 - ・ 職場実習
職場実習の期間は、習得が必要な技能の内容等に応じて訓練期間内で設定すること。

(2) 訓練受講中の事故発生に備えた取扱い

訓練受講中の事故等により訓練生が負傷し、あるいは、委託先機関等の設備や顧客に損害を与える事態に備え、訓練生に対し、訓練実施中の訓練生の死亡、負傷、他人に対する損害賠償責任に対する民間保険に加入するよう勧奨すること。

(3) 訓練の修了

- ① 訓練生が訓練設定時間を受講し、訓練終了時に訓練生の保有する技能及びこれに関する知識の程度が修了に値すると認められる場合に修了させること。なお、所定の訓練以外に補講等を実施し、その結果、修了に値すると認められた場合にも、訓練を修了させることができること。
- ② 訓練生が疾病その他やむを得ない事由により所定の訓練の一部を受けていない場合については、当該訓練生の訓練受講時間が、教科編成においてあらかじめ定められた学科及び実技の訓練設定時間のそれぞれ80%に相当する時間以上でかつ当該訓練生の保有する技能及びこれに関する知識の程度が修了に値すると認められる場合、訓練を修了させることができること。

(4) 退校等の処分

委託者の担当テクノスクール校長は、以下の事項に該当する訓練生を確認した場合は、当該訓練生に対し、退校等の処分を行うことができる。

- ① 受託者及び担当テクノスクールの職員の指示に従わない等訓練の運営の規律を乱した場合。
- ② 欠席、遅刻及び早退が著しく多いなど訓練生として相応しくない場合。
- ③ 訓練修了後直ちに就職する意思がない場合（進学・留学等を希望する場合も含む）。
- ④ 訓練の修了が見込まれない場合。
- ⑤ ハローワーク所長による受講指示、受講推薦又は支援指示の取消しが行われた場合。

(5) 訓練生の取扱い

職場実習を実施するにあたり、実習先企業は、次に定めるところにより、訓練生を取り扱うこと。

- ① 訓練に関係のない作業に従事させないこと。
- ② 訓練が作業を伴う場合には、安全、衛生、その他の作業条件について、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に準ずる取扱いとすること。
- ③ 時間外、夜間、泊まり込み等による訓練を実施しないこと（ただし、当該職種において、夜間の就業が通常である等特に必要である場合を除く。）。
- ④ 当該実習は訓練であることから、訓練期間中について、訓練生への金銭の授受は行わないこと。

4 委託費と支払い及び支払い時期

- (1) 委託費は、訓練生1人1月あたり63,000円（外税）を上限とすること。
- (2) 委託費は、受託者の請求により、訓練の行われた期間について訓練終了後に支払われるものであること。

5 その他の業務について

(1) 就職支援実施業務

- ① キャリア・コンサルティング
- ② 就職相談室の設置
- ③ 就職支援担当者の配置
- ④ 職業相談（求人情報の提供、職業紹介事業（許可を受けている場合））

(2) 職業訓練の実施に伴う業務

- ① 受講生の出欠席の管理及び指導
- ② 訓練の指導記録の作成
- ③ 受講証明書及び職業訓練受講給付金等に係る事務処理
- ④ 受講生の欠席届等に係る各種証明書等の添付の確認及び提出指導

- ⑤ 受講生の住所、氏名、金融機関等の変更に係る事務処理
- ⑥ 受講生の中途退校に係る事務処理
- ⑦ 受講証明書、欠席・遅刻・早退届、添付証明書等の提出
- ⑧ 災害発生時の連絡
- ⑨ 訓練実施状況の把握及び報告
- ⑩ 受講生の能力習得状況の把握及び報告
- ⑪ その他、新潟県立テクノスクール校長が必要と認める事項

【別添1】委託訓練実施要領抜粋

第2 求人セット型訓練について

知識等習得コースのうち、当該訓練は、事前に把握した求人者の具体的な人材ニーズに即して設定・実施することとし、以下の方針・方法により行うこと。

(1) 目的

求人セット型訓練とは、求職者が職業訓練の受講により職業能力を習得することを条件に当該求職者の採用の意向を有する求人者の要望に応じ、当該求職者を対象として実施する職業訓練をいい、同訓練修了後に当該求人者の採用に結びつけることを目的とする。

(2) 求人セット型訓練の形態

求人セット型訓練は、求人者のニーズに即した職業訓練を、民間教育訓練機関への個別の委託により実施するもの（以下「オーダーメイド型訓練」という。）とする。

(3) 主な対象者

特定の求人事業主に、委託訓練を通じた一定の能力習得を前提に、雇用されることを希望する求職者とする。

(4) 訓練実施に至る手続等

イ 能開施設は、安定所から、事業主が求人申込みに際し求人セット型訓練の活用を希望している旨の連絡を受けた場合及び訓練実施事業主を開拓した場合等には、当該求人者の人材ニーズに即した訓練コースの設定を行い、さらに、受講指示等が行われた場合、委託先機関との間で委託契約の締結等を行うこと。

ロ 訓練生の職業紹介を実施することのできる能開施設は、求人者の意向を踏まえつつ、訓練受講後の当該訓練の訓練生の数に応じて採用を希望する事業主に係る求人について、求人公開の対象から除外する、又は求人数を減じることを勧奨する等により、訓練生の訓練修了後の就職機会を確保した上で職業紹介を行うこと。

ハ 能開施設は、訓練生の求人事業主への就職促進に資するため、巡回就職支援指導員等の活用等により、訓練生の能力習得状況を的確に把握するとともに、これを安定所に連絡すること。

ニ 委託先機関の開拓方法

① 中央における取組

厚生労働省は、中央の事業主団体との緊密な連携の下、幅広い地域、業種の事業主に、本事業に係る周知浸透、協力要請を行う。

② 各地域における取組

各地域における取組については以下により実施すること。なお、開拓した委託先機関については、職業分野毎等に分類の上リスト化すること。

i 都道府県等は、安定所と連携し、地域の事業主・事業主団体等が参加する会議等を活用し、本事業の周知浸透を図るものとする。

ii 都道府県等は、能開施設、都道府県等に配置した委託先開拓員等を活用し、委託先の効果的な開拓を行うこと。なお、委託先開拓員等は、事業主・

事業主団体等に事業の周知を実施するとともに、訓練実施体制の確立、訓練内容・カリキュラムの編成等に係る技術的指導も併せて行うこと。

iii 都道府県等は、安定所と連携の上、能力のミスマッチが原因と判断される未充足求人事業主に対し制度の周知及び活用の促進を図ること。

(5) 主な教育訓練内容及び受講修了時の能力習得の達成度合

当該事業所の事業資源を有効活用し、実習等による訓練実施により、特に実践的な能力習得を図り、当該事業所の人材ニーズに即した人材養成を図ること。

(6) 訓練コース設定方法

① 知識等習得コースとして実施する。

② 訓練生受入数は、求人者の採用予定人数と原則同数とし、また、訓練効果、実施能力等を勘案し、1人単位で調整する。

(7) 設定期間

3月を標準とする。ただし、訓練コース期間は、求人者の採用予定時期、習得が必要な技能の内容等に応じ設定するものとする。

(8) 訓練生の取扱い

職場実習を実施する場合、実習先企業は、次に定めるところにより、訓練生を取り扱うこと。

イ 訓練に関係のない作業に従事させないこと。

ロ 訓練が作業を伴う場合には、安全、衛生、その他の作業条件について、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に準ずる取扱いとすること。

ハ 時間外、夜間、泊まり込み等による訓練を実施しないこと（ただし、当該職種において、夜間の就業が通常である等特に必要である場合を除く。）。

ニ 当該実習は訓練であることから、訓練期間中について、訓練生への金銭の授受は行わないこと。

(9) オーダーメイド型訓練に係る留意事項

イ 訓練コースの設定方法

能開施設は、一定の能力習得が図られ、求める職務を遂行することが可能であると認められることを前提に、求職者の採用を希望する求人者であって、既存の公共職業訓練では適切な訓練コースが存在しない事例について、求人者からの申し出、その他の方法により把握した場合は、それぞれの事例の性格、求人者の希望等に応じ、求人者が自ら民間教育訓練機関等と交渉し、求人者が自主的に選択した訓練コース（民間教育訓練機関が実施している講座（公共職業訓練コースの全部又は一部を含む。））について、委託訓練としての要件を満たすことの確認等を行った上で、委託を行うこと。

ロ 既存の訓練コース等の情報提供

求人者が訓練コースを選択するに当たって、能開施設は求人者の求めに応じ、民間教育訓練機関等で実施している講座の情報等を随時提供すること。また、公共職業訓練として設定されている訓練コースの一部を活用することにより対応可能な場合には、これを活用することとする。

